

令和2年度 第1回 磐田市廃棄物減量化等推進審議会

日時：令和2年7月29日（水）午前10時～
会場：磐田市クリーンセンター2階研修室

次 第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 環境水道部長挨拶
4. 委員自己紹介
5. 役員を選出
6. 議事
 - (1) 本市のごみ排出量について
 - (2) 令和2年度主な取り組みについて
 - (3) その他報告事項
今後の審議会の予定について
 - ・第2回審議会 令和2年11月
 - ・第3回審議会 令和3年3月
7. 閉会

磐田市廃棄物減量化等推進審議会委員

任期：令和2年7月1日から令和4年6月30日まで

(順不同)

氏名	団体名等	継続・新規
フジタ マコト 藤田 允	磐田市自治会連合会	継続
タマダ フミエ 玉田 文江	消費研究グループいそじ会	継続
テラダ ヒサ子 寺田 ヒサ子	シニアクラブ磐田市	新規
イトウ よし子 伊藤 よし子	いわた消費者協会	新規
イマイズミ カ 今泉 佳代	磐田商工会議所	継続
ミヤチ ヒロシ 宮地 浩	磐田市商店会連盟	継続
ヤマモト ソウシ 山本 壮志	磐田市大規模小売店舗連絡協議会	新規
イトウ シンヤ 伊藤 慎弥	中遠リサイクル協同組合	継続
ワタナベ カルロス 渡邊 カルロス	磐田市外国人情報窓口	新規
テラダ タツソウ 寺田 辰蔵	磐田市議会	継続
カマダ トシミ 鎌田 俊己	一般財団法人日本環境衛生センター専任講師	継続
スズキ テツイチ 鈴木 哲一	公募	新規
ムトウ ミエ 武藤 美恵	公募	新規

<参考：事務局>

サギサカ マサカツ 匂坂 正勝	磐田市環境水道部長	
ナカムラ ミホコ 仲村 美帆子	磐田市環境水道部ごみ対策課長	
オオタ カズヨシ 太田 和良	磐田市環境水道部ごみ対策課長補佐	
スズキ ノリユキ 鈴木 法之	磐田市環境水道部ごみ対策課主幹	
スミ ノリコ 角 範子	磐田市環境水道部ごみ対策課主任	
タナカ マサヒロ 田中 将博	磐田市環境水道部ごみ対策課主任	

磐田市廃棄物減量化等推進審議会関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第3章 廃棄物減量化等推進審議会

(設置)

第12条 一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項を審議するため、磐田市廃棄物減量化等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民団体等の代表者

(3) 市民代表

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は再任することを妨げない。

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

(審議会の会長等)

第24条 条例第12条の磐田市廃棄物減量化等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の部会)

第26条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

(関係者の出席等)

第27条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて、その意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第28条 審議会の庶務は、環境水道部において処理する。

(趣旨)

第1条 この告示は、磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成17年磐田市条例第156号。以下「条例」という。)第12条に定める磐田市廃棄物減量化等推進審議会(以下「審議会」という。)について、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより審議会の円滑な運営を図るものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 一般廃棄物の減量化の推進に関すること。
- (2) 一般廃棄物の資源化の推進に関すること。
- (3) 一般廃棄物の適正処理に関すること。
- (4) その他市長が必要があると認める事項に関すること。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、補欠の場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(報酬)

第5条 市長は、審議会の委員に報酬を支払うことができる。

- 2 前項の報酬は、磐田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年磐田市条例第48号)の定めるところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境水道部において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

一般廃棄物処理計画関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第4章 廃棄物の適正処理

(処理計画の公示)

第13条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画(以下「処理計画」という。)を定めたときは、これを公示しなければならない。処理計画に変更が生じたときも、同様とする。

磐田市の一般廃棄物処理に関する計画

磐田市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、一般廃棄物処理計画を策定しています。

(1) 磐田市一般廃棄物処理基本計画 (平成24年度～平成33年度)

本計画は、磐田市の廃棄物行政における根幹を成すものとして平成23年度に策定しました。一般廃棄物(ごみ・生活排水)の処理に関する方針を長期的・総合的視点に立って明確にするものです。令和3年度に見直しを行う予定です。

(2) 磐田市一般廃棄物処理実施計画 (令和2年度)

本計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度毎に一般廃棄物の収集運搬及び処分について策定しています。

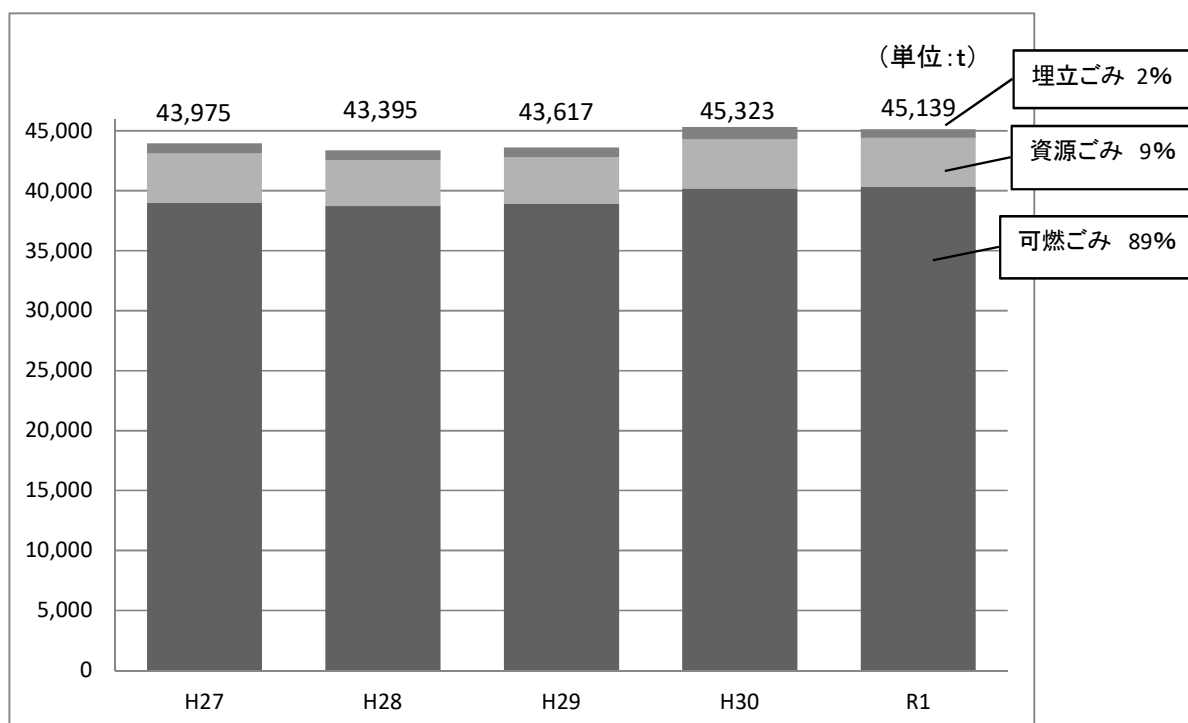
本市のごみ排出量の現状

資料1

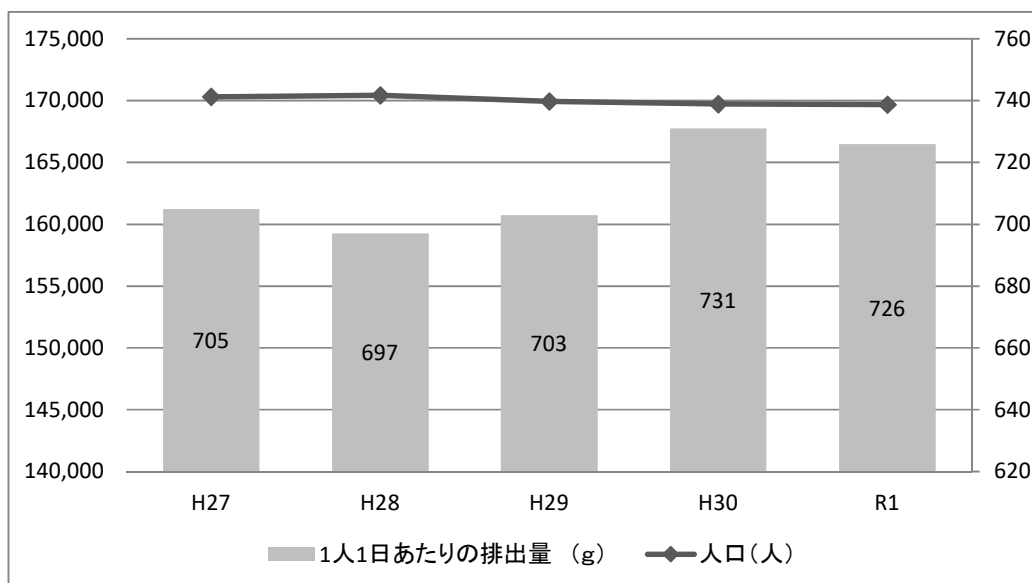
総排出量の推移

(単位:t)

		H27	H28	H29	H30	R1	R1-H30
総排出量		43,975	43,395	43,617	45,323	45,139	-184
可燃ごみ		39,039	38,711	38,934	40,213	40,347	134
資源ごみ	空き缶	211	197	197	193	196	3
	空きびん	776	745	736	715	706	-9
	ペットボトル	175	171	169	178	169	-9
	プラスチック製 容器包装	1,847	1,742	1,622	1,573	1,502	-71
	金物	775	724	846	1,138	1,197	59
	有害ごみ	58	58	59	64	60	-4
	古紙等	248	211	227	220	227	7
埋立ごみ		845	836	827	1,029	735	-294



1日1人あたりのごみ排出量推移



	H27	H28	H29	H30	R1
人口(人)	170,311	170,430	169,931	169,725	169,673
1人1日あたりの排出量 (g)	705	697	703	731	726

第2次磐田市総合計画 前期基本計画（平成29年度～33年度） 一部抜粋

分野6 都市基盤・環境

基本施策6 快適な生活環境の確保

指標名	H27	目標値(R3)	指標の定義
1人1日当たりごみ排出量	705g	685g	一般廃棄物総排出量／365日／人口 ただし、資源集団回収量を含まない。

◆ごみの削減に向けた取り組み

・可燃ごみの組成調査の実施

家庭ごみの約9割を占める可燃ごみの組成調査によりごみの減量施策を検討する。可燃ごみに含まれる食品ロスの実態把握と削減目標の設定を行う。

・「目指せ！食品ロスゼロ」アイデアコンテストの実施

家庭でできる食品ロス削減の取り組み事例の募集、紹介をすることで減量意識の啓発を図る。

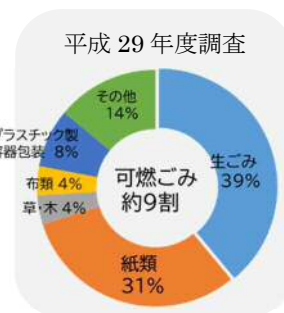
募集：広報いわた、市ホームページ、ごみ分別アプリ等

審査：審議会委員や職員による選考

周知方法：広報いわた、市ホームページ

ごみ分別アプリ、展示コーナー等

※令和2年6月1日から令和2年6月30日まで、にこっとで募集案内について周知。



◆外国人向けにごみ出しルールの周知

・ごみの出し方動画の製作（ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語）

チラシなど紙面では分かりにくいごみ出しのルールを周知する（10分程度）

内容：ごみ出しルール、排出方法、分別方法、指定袋・収集券の使い方等

活用方法：転入時に外国人情報窓口で動画の紹介、自治会やアパート管理会社、磐田国際交流協会、外国人研修生の受入事業所等へDVD提供、市ホームページや分別アプリで動画公開

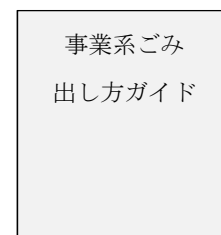
◆事業系ごみの適正な排出方法の周知

・事業者向けのパンフレットの作成（3,000部）

事業系ごみの排出者責任や適正処理、リサイクル方法を周知する

内容：事業系ごみの排出方法、紙類の資源化や水分削減の啓発

配布先：事業所、商工会議所、収集業者、関係課配架など



(A3 見開き 1枚)

◆広報いわた・市ホームページでの啓発

・広報いわた

令和2年6月号 「目指せ！食品ロスゼロ」

令和2年7月号 「レジ袋の有料化がスタート」

令和2年8月号 ごみの適正な排出について特集予定

・磐田市ホームページ

新型コロナウイルスなどの感染症に係る家庭ごみ対策について情報発信

- ・家庭ごみの排出抑制にご協力をお願いします。ごみの減量にご協力ください。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方（環境省作成）
- ・ごみ収集における熱中症対策について（マスクを外して収集作業を行うことがあります）
- ・「いつもありがとう！」ごみ集積所に感謝の手紙

◆10月の「3R推進月間」及び「食品ロス削減月間」に併せた普及啓発

・使い捨てプラスチック削減のためのキャンペーンを実施

使い捨てプラスチック類を削減するため、マイバッグやマイボトルを推奨する。

・展示コーナーの活用による啓発

3R(リデュース・リユース・リサイクル)と食品ロス削減を推進するため、市役所本庁舎やひと・ほんの庭にこっと展示コーナーで啓発を行う。

リデュース(発生抑制) 食品ロス削減、使い捨てプラスチックの使用削減

リユース(再使用) 詰め替え商品使用の推進、リサイクルショップの利用促進

リサイクル(再生利用) 適正な分別方法の周知

◆ごみの減量や再資源化の推進

・生ごみ堆肥化容器設置費補助事業

家庭から出る生ごみの削減を図るため、生ごみ堆肥化容器を購入した家庭に補助金を交付。

令和元年度：設置基数 45 基(申請件数 35 件)

・古紙等資源集団回収事業奨励金交付事業

古紙等の再資源化を推進するため、市内から出る古紙や空きびん、空き缶などを回収する団体に対して、回収量に応じて奨励金を交付。

令和元年度：回収量 約 2,362t(登録団体数 174 団体)



◆資源ごみ回収の推進

・リサイクルステーション 月曜～金曜(祝日を除く) 8時30分～17時

(令和2年4月よりごみ対策課分室へ移転)

回収品目：プラスチック製容器包装、空き缶、空きびん、ペットボトル
廃食用油、蛍光管、乾電池、古着類、使い捨てライター
新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、パソコン、スプレー缶

令和元年度：利用者数 46,613 人

・日曜リサイクルステーション(市内5ヶ所) 9時～11時

市内5地区で月1回日曜日に開設(第1：磐田 第2：福田 第3：竜洋、豊岡 第4：豊田)

令和元年度：開設日数 48 日 利用者数 8,197 人

・古紙拠点回収(市内5ヶ所)

令和元年度：回収量 約 138t



◆施設見学会、ごみの分別説明会

・クリーンセンターの施設見学会、小中学生を対象としたごみの分別説明会を実施

ごみ減量及びリサイクル推進の意識啓発を目的とする。

令和元年度：開催回数 49 回 参加人数 3,123 人



「目指せ！」

募集
案内



「食品ロスゼロ」

アイデアコンテスト

磐田市の家庭から出る可燃ごみの約4割が生ごみであり、生ごみの中には未開封・未使用のものなど、まだ食べられるのに捨てられている食品、いわゆる「食品ロス」が含まれています。
こうした食品ロスを削減するため、日頃から家庭や職場などで実践している取り組みやアイデアを募集します。
○例えば…“食材の捨ててしまいがちな部分の調理方法”
“食品ロス削減メニューの紹介” など

応募期限

令和2年8月21日(金)

応募資格

市内にお住まいの方

(個人または家族、団体による応募も可)

応募方法

応募用紙は自由です。住所、氏名、電話番号、具体的な取り組み内容とその効果(400字以内)を記入のうえ、内容の分かる写真やイラストを添えてください。

直接または郵送、FAX、電子メールでごみ対策課まで

表彰

優秀作品には表彰状及び副賞を贈呈します。

※応募していただいた皆様に参加賞を差し上げます。



ご応募
お待ちしております。

応募先・お問い合わせ先

〒438-0061 磐田市刑部島301 ごみ対策課

TEL:0538-37-4812

FAX:0538-36-9797

Eメール:gomi-taisaku@city.iwata.lg.jp

目指せ！食品ロスゼロ

◎ごみ対策課(クリーンセンター内)

☎ 0538-3714812
FAX 0538-3619797

食品ロスを減らそう

家庭から出る生ごみの中には、未開封・未使用のまま捨てられている食品いわゆる「食品ロス」が含まれ、1人1日おにぎり1個分(約132g)を捨てているといわれています。食品ロスを減らす具体的なポイントをご紹介します。



▲未開封の野菜など

- ▶削減ポイント① 買い物は適量を 冷蔵庫の中身を確認し、適量を考へて買い物をしましょう。
- ▶削減ポイント② 食材を使いきる 調理をするときは、食材の賞味期限を確認し、期限が近いものから使用する。また、人数分の適量を考え、食べきれぬ量を作りましょう。
- ▶削減ポイント③ 食べきる 出来たての最もおいしい状態で食べる。残ったものは、保存の仕方を工夫し、後日食べたり、他の料理に活用したりしましょう。

「食品ロスゼロ」アイデアを募集 食品ロス削減のため、誰にでも取り組みやすいアイデアを募集します。

▼募集例/食品の捨ててしまいがちな部分の調理方法など

▼応募資格/市内在住の方(個人または家族、団体による応募も可)

▼応募方法/応募用紙は任意。住所、氏名、電話番号、具体的な取り組み内容とその効果(400字以内)を記入の上、内容の分かる写真やイラストを添えて、直接または郵送(〒438-0061 刑部島301)、FAX、Eメール(goul-taisaku@city.iwata.lg.jp)で8月21日(金)までご応募へ

▼表彰/優秀作品3点には表彰状および副賞を贈呈します。

※応募していただいた方全員に参加賞を差し上げます。

レジ袋の有料化がスタート

◎ごみ対策課(クリーンセンター内)

☎ 0538-3714812
FAX 0538-3619797

マイバッグを持って買い物に行こう

海洋プラスチックごみ問題などの解決に向けた第一歩として、7月1日から全国一律でプラスチック製買物袋(レジ袋)の有料化がスタートしました。

▼有料化の対象となる事業者 レジ袋を扱う小売業を営む全ての事業者が対象です。

▼有料化の対象となる買物袋 購入した商品を持ち運ぶ、持ち手のついたプラスチック製買物袋が対象です。レジ袋の価格は1枚1円以上で、事業者ごとに異なります。環境性能が認められるレジ袋(3種類)は有料化の対象外です。

▼有料化に関する相談窓口
◎事業者向け
☎ 0570-0000930
◎消費者向け
☎ 0570-080180

詳しくは、下記の経済産業省ホームページをご覧ください。



市の取り組み

市では、いわた消費者協会と共にごみ減量・地球温暖化防止のため、市内に店舗のある15社(33店舗)と「レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」を結び、レジ袋の削減に取り組んでいます。協力店でのレジ袋の辞退率は約9割と効果を上げています。



▲啓発プレート

一人一人ができることをレジ袋は、日々の暮らしの中で身近な存在です。今回のレジ袋有料化をきっかけに、マイバッグを持ち歩くなど、できるだけ無駄なレジ袋を少なくし、環境問題解決の一歩になるようご理解ご協力をお願いします。

